岩手県告示第 914 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 12 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 342号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市厳美町字市野々原 108 番 243 地先内	新	m	m
		49.2~10.2	150. 0
	旧	43.7~10.2	150. 0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
 - (2) 期間 平成21年12月8日から平成22年1月8日まで